

労災保険率等の改定について

1 今回の改定の背景

労災保険率等については、平成13年4月に改定したところであるが、近年、労働災害が大幅に減少していること等により、労災保険率の引下げが可能な状況にあるとともに、今日の経済情勢の下で相対的に負担感が増している状況にあること等から、速やかに労災保険率等の見直しを行い、平成15年4月に改定することとする。

2 改定内容

- (1) 労働災害の減少及び過去債務分料率等の引下げにより、全体として改定前料率（全業種平均1000分の8.4）に対し、1000分の1程度の引下げとなり、全業種平均料率では、1000分の7.4となる見通しである。

労災保険率の構成要素

	現行（平成13年度）	改定後
災害料率分	1000分の5.3	1000分の4.9
過去債務分	1000分の0.6	1000分の0.1
非業務災害率分	1000分の1.0	1000分の0.9
労働福祉事業分	1000分の1.5	1000分の1.5
計	1000分の8.4	1000分の7.4

- (2) 事業の種類別の労災保険率の改定案は別表1のとおり、第二、三種特別加入保険料率の改定案は別表2のとおりである。

また、「木材伐出業」及び「その他の林業」においては、作業の実態、業界事情等を勘案し、事業の種類を統合し、「林業」とする。

労 災 保 険 率 表 (案)

事業の種類	事業の種類		労 災 保 険 率	
			改 定 前	改 定 後
林業	林業	旧 木材伐出業	1000分の133	1000分の59
		旧 その他の林業	1000分の39	
漁業	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）		1000分の56	1000分の52
	定置網漁業又は海面魚類養殖業		1000分の42	1000分の40
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業		1000分の89	1000分の87
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業		1000分の57	1000分の53
	原油又は天然ガス鉱業		1000分の9	1000分の7
	採石業		1000分の71	1000分の69
	その他の鉱業		1000分の35	1000分の32
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業		1000分の133	1000分の129
	道路新設事業		1000分の31	1000分の29
	舗装工事業		1000分の19	1000分の17
	鉄道又は軌道新設事業		1000分の34	1000分の30
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）		1000分の20	1000分の17
	既設建築物設備工事業		1000分の15	1000分の14
	機械装置の組立て又は据付けの事業		1000分の19	1000分の16
	その他の建設事業		1000分の26	1000分の23
製造業	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）		1000分の9	1000分の7
	たばこ等製造業		1000分の7	1000分の5.5
	繊維工業又は繊維製品製造業		1000分の6.5	1000分の5.5
	木材又は木製品製造業		1000分の23	1000分の21
	パルプ又は紙製造業		1000分の9	1000分の8.5
	印刷又は製本業		1000分の6	1000分の5
	化学工業		1000分の7.5	1000分の6
	ガラス又はセメント製造業		1000分の8.5	1000分の7.5
	コンクリート製造業		1000分の18	1000分の15
	陶磁器製品製造業		1000分の18	1000分の17
	その他の窯業又は土石製品製造業		1000分の26	1000分の25
	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）		1000分の8	1000分の7
	非鉄金属精錬業		1000分の10	1000分の8
	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）		1000分の11	1000分の10
	鋳物業		1000分の20	1000分の18
	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）		1000分の16	1000分の14
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）		1000分の12	1000分の10
	めつき業		1000分の10	1000分の8.5
	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）		1000分の8.5	1000分の7
	電気機械器具製造業		1000分の5.5	1000分の5
	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）		1000分の7	1000分の5.5
	船舶製造又は修理業		1000分の23	1000分の22
	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）		1000分の5.5	1000分の5
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業		1000分の6	1000分の5.5	
その他の製造業		1000分の10	1000分の8	
運輸業	交通運輸事業		1000分の6.5	1000分の5
	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）		1000分の15	1000分の13
	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）		1000分の20	1000分の17
	港湾荷役業		1000分の35	1000分の31
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業		1000分の5.5	1000分の5
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業		1000分の13	1000分の11
	清掃、火葬又はと畜の事業		1000分の14	1000分の12
	ビルメンテナンス業		1000分の6.5	1000分の6
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業		1000分の6.5	1000分の6
	その他の各種事業		1000分の5.5	1000分の5

第二種特別加入保険料率表(案)

事業又は作業 の種類番号	事業又は作業の種類	第二種特別加入保険料率	
		改定前	改定後
特1	労働者災害補償保険法施行規則(以下「労災保険法施行規則」という。)第46条の17第1号の事業(個人タクシー、個人貨物運送業者)	1000分の15	1000分の14
特2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業(建設業の一人親方)	1000分の21	1000分の20
特3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業(漁船による自営業者)	1000分の48	1000分の46
特4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業(林業の一人親方)	1000分の53	1000分の51
特5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業(医薬品の配置販売業者)	1000分の7	1000分の6
特6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業(再生資源取扱業者)	1000分の13	1000分の12
特7	労災保険法施行規則第46条の18第1号口の作業(指定農業機械従事者)	1000分の6	1000分の5
特8	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業(職場適応訓練受講者)	1000分の7	1000分の6
特9	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又は口の作業(金属等の加工、洋食器加工作業)	1000分の18	1000分の17
特10	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業(履物等の加工の作業)	1000分の6	
特11	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業(陶磁器製造の作業)	1000分の17	
特12	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業(動力機械による作業)	1000分の4	
特13	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業(仏壇、食器の加工の作業)	1000分の18	
特14	労災保険法施行規則第46条の18第2号口の作業(事業主団体等委託訓練従事者)	1000分の7	1000分の6
特15	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業(特定農作業従事者)	1000分の8	1000分の7
特16	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業(労働組合等常勤役員)	1000分の6	1000分の5
特17	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業(介護作業従事者)	1000分の7	

第三種特別加入保険料率表(案)

対 象	第三種特別加入保険料率	
	改定前	改定後
海外で行われる事業に派遣される労働者等	1000分の6	1000分の5

注) 改定案が空欄の事業については改定は行われぬ。